

厚生労働省

「平成 20 年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書(医療現場におけるホルムアルデヒドについて)」 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/s1027-15.html>

解説と対応

日本医科大学千葉北総病院 病理部 清水 秀樹

FA が特化則特定第 2 類物質になり、平成 21 年 3 月包括的な施行が始まる。

医療機関より、内視鏡室、開業医における少量取扱い、手術室における取扱いの法的な規制のあり方を問う質問が厚生労働省に多く寄せられており、その結果、平成 20 年 7 月 22 日 平成 20 年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会の「第 1 回少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」が開催された。

厚生労働省よりホルムアルデヒド規制の導入経緯について説明が行われた後、「医療現場におけるホルムアルデヒドの使用実態」に関するヒアリングが行われた。病理関係からは日本病理学会 剖検・病理技術委員長 谷山清己先生より、病理部門及び医療機関としての取り組み状況につき説明が行われた。「ホルムアルデヒド取扱い」(病理学会 HP 掲載)を提示し、病理業務のリスクアセスメントをはじめ、病理業務における作業環境管理、作業管理、健康管理について説明がなされた。

また、勤務されている呉医療センター・中国がんセンターにおける取り組みについてお話をされ、特に効果的であるのは、切出し作業におけるプッシュ・プル型換気装置の導入。病院全体のホルマリン取扱いの病理室への集中化(他の部署では作らない。分注しない)。ホルマリン入り容器は二重密閉が重要である(特に保存容器)事が示された。(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/dl/s1027-15e_0001.pdf)

また、大切なこととして、ホルマリンを取り扱うものの教育の必要性があげられた。その後、労働衛生の専門家による論点整理、問題点洗い出し、解決策が検討され(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#roudou>)平成 20 年 11 月 19 日「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令の施行に係る留意点について」基安発第 1119001 号で別添団体の長へ、基安発第 1119002 号で都道府県労働局労働局長に通達*が出された。(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/s1027-15.html>)。

尚、総合資料は平成 19 年 12 月の特定化学物質障害予防規則等の改正(ホルムアルデヒド、1, 3-ブタジエン、硫酸ジエチル)(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneiseil7/index.html>)から見る事ができる。

◆ポイント<清水メモ>…法律、政令、省令(特化則)は義務規定である。罰則、罰金が定められている。通達は努力目標。仮に事故や訴訟が起きた場合、事業者は民事責任、安全配慮義務違反に問われる。

都道府県労働局労働局長 殿

基安発第 1119002 号 平成 20 年 11 月 19 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部長 (公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令の施行に係る留意点について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成 19 年政令第 375 号。以下「改正政令」という。)及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令(平成 19 年厚生労働省令第 155 号。以下「改正省令」という。)の施行については、平成 20 年 2 月 29 日付け基発第 0229001 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」により指示されているところであるが、ホルムアルデヒドは歯科医療、医療機関等による病理学的検査、大学の解剖実習等において幅広く使用されており、多くの疑義照会等があることから、専門家による検討会を設け、関係団体等からのヒアリング等を行い、別添のとおり整理を行ったところである。

具体的な施行に当たっては、下記の点に留意の上、関係事業者等に対する改正政令及び改正省令の照会への対応及び周知に遺漏なきを期されたい。なお、関係団体に対し、別添のとおり周知していることを申し添える

◆ 厚生労働省から地方局へ出された通達の一部である。赤字の部分により今後、労働基準監督署はこの通達にのっとり、医療機関における FA 取扱いの法規制の解釈、あり方を判断することとなる。

(1) 作業環境測定等

医療機関の病理検査室、衛生検査所等において行われている病理学的検査においては、通常常態としてホルムアルデヒドが使用されており、法令に基づき定期的に作業環境測定を行い、その結果に基づき作業環境改善を進めることが必要であること。一方、医療機関においては、病理検査室、衛生検査所等以外の場所で行われる内視鏡検体等の浸漬のため、ホルムアルデヒドの溶液の小瓶を開閉する作業を行う場合があるが、当該作業が 1 回 5 秒程度で、1 日当たりの取扱い頻度が 10 回程度である等ホルムアルデヒドの取扱いが短時間、低頻度であり、気中濃度が著しく低い場合には、作業環境測定の対象とはならないこと。また、その場合には、当該取扱いに係る労働者は安衛則第 45 条第 1 項の特定業務従事者の健康診断の対象とはならないこと。

◆ 病理検査室は特化則の適用になる。

また、開業医、内視鏡室、外来、病棟では上記のごとくであるが、具体的な取扱い、構築については病理学会 HP ホルムアルデヒド対策、内視鏡検体について(http://jsp.umin.ac.jp/committee/formaldehyde/pdf/formaldehyde_shimizu.pdf)と末頁「ホルムアルデヒドの発散実験」の資料を参考にいただきたい。少量取扱いのポイントは「開けたらすぐ閉める」作業方法である。<作業環境測定について>厚生労働省担当部署に、病理学的検査に限り病理担当臨床検査技師で特定化学物質等

⇒